# 平成27年度子育て世帯臨時特例給付金について

### ◆「子育て世帯臨時特例給付金」とは・・・

消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

### ◆支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

# ◆対象児童

支給対象者の平成27年6月の児童手当の対象となる児童。 ※平成27年6月1日以降に生まれた児童は対象になりません。

## ◆支給額

対象児童1人につき3.000円(1回限りの支給となります)

#### ◆申請受付期間

平成27年6月15日(月)から平成27年9月30日(水)まで

#### ◆申請手続きについて

申請に関する案内文は、児童手当現況届に同封し郵送しております。必要事項を記入し、 村民生活課(げんきかん)に提出してください。

#### ◆公務員の方の申請手続き等について

公務員の方については、お勤め先から案内及び申請書が配布されます。必要事項を記入の 上、お勤め先から、「児童手当受給状況証明」を受けたうえで、平成27年5月31日時点 住民票のある市町村へ提出してください。

#### ◆受取方法

児童手当の受取口座または申請書に記載された指定の受取口座に入金されます。 ※給付金の支給は、平成27年10月の児童手当支給日に振り込みとなります。

## ◆給付を装った『振り込め詐欺』や『個人情報の詐欺』にご注意ください!

- 1. 村や厚生労働省などがATM(金融機関・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることはありません。
- 2. 村や厚生労働省などが、子育て世帯臨時特例給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求める事はありません。
- 3. A T M を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。 村や厚生労働省の職員をかたった不審な電話や郵便物が届いたら、役場や警察署に連絡してください。

【お問い合わせ先】 村民生活課(げんきかん) ☎35−3111